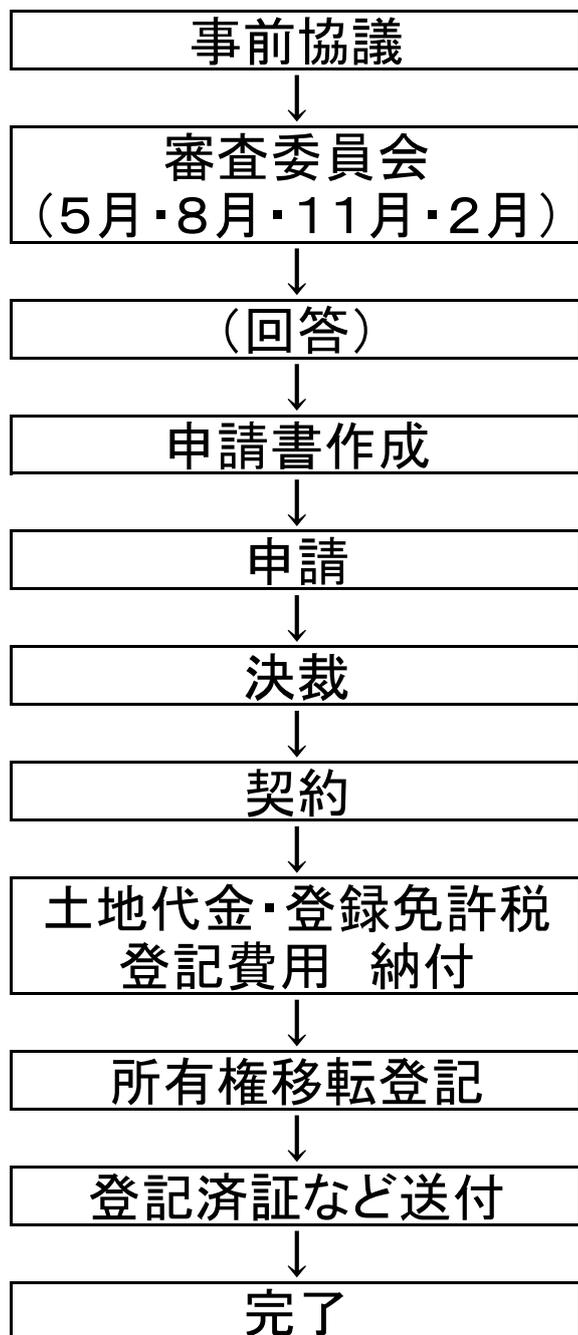


◇法定外公共物の用途廃止及び売払い・交換について

- 1 土地代金・登録免許税・測量費用等については、申請者の負担となります。
- 2 国から津山市への譲与物件であるかの確認は管理課へおたずねください。
- 3 契約完了後、津山市が囑託で登記をします。

※申請から完了までの大まかな流れ

売払い



交換

